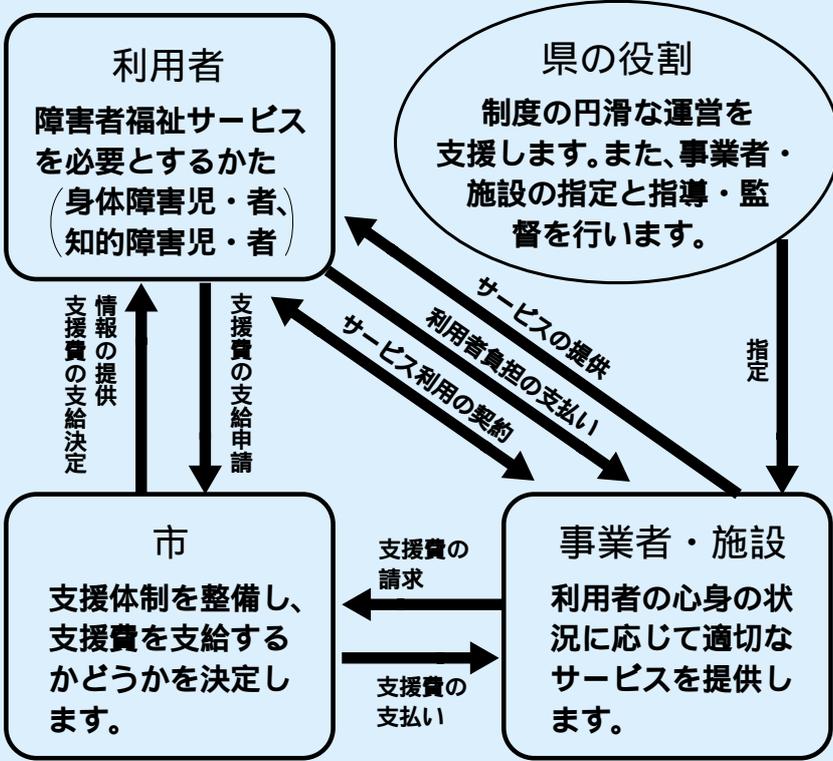


来年4月から 障害者福祉サービスの制度が変わります

支援費制度のしくみ



平成15年4月に、障害のあるかたへの福祉サービスが、従来の「措置制度」から「支援費制度」へと移行します。

これにともない、障害のあるかた(サービスの利用者)が施設・事業者(サービスの提供者)を自由に選択し、契約によってサービスを利用することになります。

対象となるかた

・介護保険の対象とならないかたで、身体に障害があるかた、または知的障害のあるかた

利用できるサービス

・ホームヘルプサービス
・介護、家事など生活全般にわたる援助

デイサービス

・施設に通って受ける訓練など
・ショートステイ

・短期間の施設入所
・グループホーム

・地域において共同生活をするときに受ける日常生活の援助

(知的障害者のみ)

施設サービス

身体に障害のあるかたが治療や訓練を行う次の施設

・身体障害者更生施設

・身体障害者療護施設

・身体障害者授産施設

知的障害のあるかたが自立や社会参加のための訓練を行う次の施設

・知的障害者更生施設

・知的障害者授産施設

支援費制度に移行するのは、こ

これからは市の財産です

11月1日から、地方分権一括法に基づき、これまで国が管理していた道路・水路などのうち、現在使用しているもの(国道、県道、河川など直接国や県が管理するものを除く)が市の財産となりました。

今回新たに財産となったのは、大館地区、十二所地区、釈迦内地区の道路・水路などです。

これにより、今まで県が行って

これらのサービスのみで、それ以外のサービスは、従来どおりに行われます。

利用したときの費用

・利用者及び扶養義務者は、サービスを利用するためにかかる費用のうち、負担能力に応じて定められた利用者負担額を事業者に支払います。

・市は、サービスを利用するためにかかる費用のうち利用者負担額を除いた分を、支援費として事業者へ支払います。

利用申請はこちら

福祉課 ☎49 31111

社会福祉係(内線405)

子育て支援係(内線407)

いた境界確認、使用許可、用途廃止などの手続きは、市で行うこととなります。

このほかの下川沿地区、二井田地区、真中地区は平成15年に、上川沿地区、長木地区、花岡地区、矢立地区は平成16年に市の財産となる予定です。

問 管財課 ☎49 31111

(内線275、277)